

## 第1回青森県高病原性鳥インフルエンザの発生に係る危機対策本部会議 議事録

日時：令和4年11月20日（日）15：00～15：10

場所：第三応接室

### ○築田危機管理局次長

ただいまから、第1回青森県高病原性鳥インフルエンザの発生に係る危機対策本部会議を開催します。本日の手話通訳者は、障害福祉課 山上美紀さんです。

はじめに、農林水産部長から発生状況等について報告いたします。

### ○赤平農林水産部長

それでは、お手元の危機対策本部会議資料に基づきまして、本県における高病原性鳥インフルエンザの発生状況等について御報告いたします。

まず、1の発生農場の概要です。所在地は上北郡横浜町。令和4年4月15日に発生した農場と同一の農場であります。現在の飼養羽数は約13万羽。この中には、農場から離れた場所の疫学関連施設（食鳥処理場）の約8千羽が含まれております。用途は肉用鶏（ブロイラー）で、畜舎数は18棟、うち4棟が空舎です。飼養形態はセミウインドレス平飼いです。

2の経緯です。農場からむつ家畜保健衛生所に対して、昨日15時30分に死亡家きんが増加しているとの通報がありました。これを受け、むつ家畜保健衛生所が立入りし、簡易検査を実施したところ、13羽中4羽が陽性となりました。その後、青森家畜保健衛生所において、簡易検査を行った13羽中11羽で、PCR検査の陽性を本日12時に確認いたしました。農林水産省による疑似患畜の確認につきましては、国が県による簡易検査及び遺伝子検査の結果等に基づき、本日15時をもって高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜と判定いたしました。

3の防疫対応のうち、発生農場の措置です。第1班として本庁農林水産部職員62人を動員し、本日速やかに殺処分を開始いたしました。今後、殺処分及び埋却については、6日程度要する見込みとなっております。

周辺農場の防疫措置については、発生農場を中心として半径3キロメートル以内の区域を移動制限区域、半径10キロメートル以内の区域を搬出制限区域として設定します。下表のとおり移動制限の対象は、農場数5のうち4農場で飼養されている約70万羽となっております。搬出制限の対象は4農場ありますけれども、そのうち2農場で現在飼養されている約37万羽となっております。

消毒ポイントにつきましては、発生農場周辺の感染拡大を防止するため、周辺半径3キロメートル及び10キロメートル地点付近に、発生箇所を含め4か所に消毒ポイントを設置予定としております。このうち、緊急消毒ポイントについては既に設置済みです。

調査及び検査については、国と県が協力して速やかに疫学調査を行いますが、こちらの方は発生農場における過去21日間の家きん、人及び車両の出入り等に関する情報を収集し、関連する家きんがいる場合には早急に調査を実施します。また、発生状況確認検査といたしまして、24時間以内に半径3キロメートル以内にある100羽以上を飼育する農場に立ち入り、臨床検査、ウイルス検査等を実施します。

4の情報提供です。まず注意喚起としまして、生産者に対して本事案を踏まえた注意喚起をするとともに、市町村、関係団体等へ情報提供を随時実施してまいります。また、県民に対しては死亡した野鳥に接触しないよう注意を促してまいります。

風評被害の防止です。感染した鶏肉及び鶏卵が市場に出回ることはないこと、また、我が国ではこれらを食べたことにより、人が鳥インフルエンザに感染した事例は報告されていないことをPRしてまいります。

相談窓口の設置です。本庁及び出先機関に以下の相談窓口を設置いたします。家畜・畜産物関係については本庁畜産課、人の健康関係は保健衛生課、各保健所、野鳥関係については

自然保護課となっております。

定例記者発表の開催についてです。当面の間、毎日15時から、県庁北棟2階A会議室において記者発表を開催する予定としております。

私からは以上です。

○築田危機管理局次長

次に、環境生活部長から野鳥に係る対応について報告いたします。

○石坂環境生活部長

環境生活部です。

資料はありませんが、野鳥関係について当部の対応を御説明いたします。

環境生活部では、今回の発生を受けまして、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応マニュアル」に基づきまして、環境省が指定した野鳥監視重点区域における状況調査を実施いたします。具体的な調査内容といたしましては、発生農場の周囲半径10キロメートル、これは農林水産省の搬出制限区域と同じエリアとなりますが、この区域内の野辺地町、横浜町、六ヶ所村内の渡り鳥が飛来する可能性のある沼、河川等10か所において死亡、衰弱、異常行動が見られる野鳥がいないかを目視により調査し、収去可能な個体は回収するというものであり、上北地域県民局が本日から明日にかけて実施し、異常が発見された場合は速やかに公表する予定としています。

その後も、野鳥監視重点区域が解除されるまで、当該区域内において上北地域県民局が週3回を目安に調査を行う予定としています。

報告は以上です。

○築田危機管理局次長

ここまでの説明に関しまして、質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本部長から指示事項とメッセージをお願いいたします。

○三村本部長

まず、指示事項です。

ただ今、農林水産部長から説明がありましたとおり、本県では今シーズン初めてとなる、高病原性鳥インフルエンザが発生しました。

本病は、初動対応が重要となりますので、以下の5点について、的確に対応するよう指示します。

1点目、徹底した防疫措置を迅速に進め、ウイルスを封じ込めること。

2点目、現場の状況をしっかりと把握して、県民に正確な情報を迅速に伝えること。

3点目、関係部局が緊密に連携し、全庁挙げて対応すること。

4点目、家さんの飼養者に対して、発生防止に向けた飼養衛生管理の徹底を改めて指導すること。

5点目、飼養規模が大きく、防疫対応が長期に及ぶと予想されることから、コロナ禍であることも踏まえ、感染防止対策の徹底と職員等作業員の安全確保に最大限留意すること。

以上、対応に万全を期してください。

続きまして、県民の皆様方にお話させていただきます。

青森県では、今シーズン初めてとなる高病原性鳥インフルエンザが横浜町内の農場で発生しました。今回、本病の発生が確認されたのは、今年4月15日に発生した農場と同一の農場です。

今後、国と連携して原因究明に努めるとともに、徹底した防疫措置を迅速に進め、感染拡大防止に万全を尽くしていきます。

発生農場は、肉用鶏を生産していますが、感染のおそれのある鶏肉は市場に流通していません。また、我が国では、これまで家きんの肉及び卵を食べたことにより、鳥インフルエンザに感染した事例は報告されていませんので、県民の皆様方におかれましては、これまでどおり、県産の鶏肉、卵の御愛用をお願いします。

なお、家きんの飼養者の皆様方におかれましては、引き続き、飼養衛生管理を徹底して、発生防止対策に万全を期すとともに、特に、早期発見・早期通報を徹底していただきたいと思いをします。

○築田危機管理局次長

以上をもちまして、本日の危機対策本部会議を終了します。